

平成 26 年度 津山市超小型モビリティ貸出事業公募要領

1 事業の目的

本事業は、環境に配慮した新たな交通手段である超小型モビリティの積極的な導入を行うことで、自然豊かな環境を後世に伝え、持続可能な地域を創造することにより、『低炭素都市つやま』の実現を目指すとともに、官民が協働して地域の活性化を図ることを目的とする。

2 募集期間

平成 26 年 9 月 26 日（金）から平成 26 年 10 月 10 日（金）まで

3 応募資格

次の要件を全て満たす団体等とする。

- （１）津山市内に本店、支店または活動拠点を有すること。
- （２）事業の連絡責任者が特定され、かつ津山市が設置する協議会に入会した上で、超小型モビリティの活用状況に関する報告ができること。
- （３）超小型モビリティの使用目的が明確であり、また、通常的に使用し、多くの利用が見込まれること。
- （４）本市がとりくむ環境施策に理解があり、協力する意思を有していること。
- （５）車両使用上の注意や交通規則等の順守ができること。
- （６）市税等を滞納していないこと。
- （７）津山市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等ではないこと。

4 貸出対象車両

トヨタ車体製 COMS（一人乗り）1 台

5 事業実施期間

貸出決定の日から最長平成 27 年 3 月 31 日まで。

6 経費

- （１）貸付料については無償とする。
- （２）車両法定点検費用及び保険費用については、津山市負担とし、その他の車両充電用電気代及びコンセント設置代等については使用団体負担とする。また、事故が起きた場合等の使用団体による保険補償の免責金額は 1 万円とする。

7 保険

車両にかかる保険については以下のとおりであり、本市にて加入するものとする。

(1) 自賠責保険

(2) 任意保険

対人補償	無制限
対物補償	無制限
搭乗者補償	無制限
車両補償	80万円
免責	1万円

8 損害賠償

車両の使用者及び同使用者が属する団体等(以下「使用者等」という。)は、使用者が交通事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、津山市が加入している任意保険の約款等に基づき、事故等を早期かつ円滑に解決するよう努めるものとする。

2 使用者等は、交通事故を起こした場合、津山市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者等の責任において、損害を賠償するものとする。

3 使用者等は、交通事故以外で貸与車を損傷し、又は亡失したときは、使用者等の責任において現状に回復し、又は津山市に対して損害を賠償するものとする。

9 応募手続

(1) 提出書類

ア 平成26年度 津山市超小型モビリティ貸出事業申請書(様式第1号)

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書

ウ 平成26年8月末期限到来分までの市税等の滞納がないことを証する書面(任意団体の場合は代表者のもの)

直接提出の場合は、募集期間内(土・日除く)の9時から17時までに提出先に持参すること。郵送の場合は募集期間最終日の当日消印有効。

(2) 提出先

〒708-8501 津山市山北520番地

津山市環境福祉部新エネルギー環境政策室(市役所1階)

電話 0868-32-2051

10 選考方法

応募書類を受け付けた後、1か月以内に津山市が設置する審査委員会で書類選考を行い、すべての応募者に結果を文書で通知する。

11 その他

決定を受けた使用団体は、津山市超小型モビリティ導入協議会に入会（会費負担なし）の上、指定の運転日報、月報、報告書を市が定める期日までに提出しなければならない。なお未提出の場合、本事業での決定を取り消すことがある。

附 則 この実施要領は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。